

よくいただくご質問

- 問1 賃貸借契約書第11条第1項(6)を起因とする解約について、同書第14条に定める損害賠償請求の対象となるか。
- 答) 予算確保に努めますが、甲の過失等が原因で賃貸借契約が解約に至る場合は、甲と乙で協議をさせていただきます。
- 問2 半導体供給不安など落札者の不可抗力により納期が遅れることが判明した場合は、ペナルティの対象とせず、協議の対象としてもらうことは可能か。
- 答) 納期を過ぎた場合は、指名停止の措置が取られます。社会情勢などの落札者の不可抗力が原因であったとしても、指名停止の対象から外すことは出来ません。
- 問3 運輸局で行う自動車登録は、契約開始日の12月1日に行うとの認識でよろしいか。
- 答) 自動車登録日と納車日を同日にすることは求めています。土日祝を除く契約開始日の5日前まででの自動車登録を有効としています。6日前以上の自動車登録は認めません。
- 仕様書にも記載していますが、令和8年12月1日(火)が納車日となるので、令和8年11月24日(火)～同年12月1日(火)の間に自動車登録を行っていただくことになります。令和8年11月23日(月)以前の自動車登録は認められません。
- 問4 自動車登録手続きの都合で、賃貸借開始日を過ぎてからの納車は認められるか。
- 答) 認められません。賃貸借開始日である令和8年12月1日に納車することを見越して自動車登録を行って下さい。
- 問5 法定点検や車両点検の実施時、代車を用意する必要があるか。
- 答) 必要ありません。ただし、出来るだけ早急に返却をお願いします。
- 問6 リース契約開始から納車までに装備品取付等のため、何日か日数を頂く事は可能か。
- 答) 認められません。納車日までに、仕様書に記載された装備を全て備えた車両を納車して下さい。